

# 入札説明書

この入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注する桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務に係る委託契約に関し、一般競争入札者に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第9章第6節、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第5章第6節及び京都府会計規則（昭和46年京都府規則第3号）第7章の規定により行うものとしている。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の内容

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））

処分 <流2洛西第13号のA-2> 予定数量 720トン

収集運搬 <流2洛西第12-01号のB-2> 予定数量 720トン

### (2) 業務を行う期間

契約日から令和3年9月30日まで

### (3) 収集場所（下水汚泥積込場所）

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口ほか地内）

### (4) 業務の方法等

仕様書のとおり

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号(075)954-1877

ファクシミリ番号(075)955-2224

### (2) 入札説明書等の交付期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月15日(金)まで（日曜日、土曜日、祝日及び令和2年12月29日(火)から令和2年12月31日(木)を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (3) 入札説明書等の入手方法

原則として、(2)の期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(2)の期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を1社のみで自ら行う単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないものとするが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち収集運搬業者は(4)、処分業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。

イ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「廃棄物処理」 一小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成22年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

オ 自動車による収集運搬を行う場合にあつては、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たしている車両を複数台有している者であること。

(4) 産業廃棄物の処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分量の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「処分業者」という。）であること。

イ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「廃棄物処理」 一小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成22年度以降に下水汚泥を有効利用（緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用）により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

(5) グループ業者の要件

ア 構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

イ 代表者及びその他の構成員は、同一業務に対し重複して参加資格申請を行っていないこと。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和3年1月14日(木)及び令和3年1月15日(金)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

提出期間内に郵送で提出すること。（2の(1)の場所に提出期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

(4) 添付資料

申請書（別記様式1）には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、単体業者にあつては、イ及びクの提出は不要である。

なお、グループ業者にあつては、代表者が申請手続を行うこと。

ア 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

イ 共同入札願（グループ業者として申請する場合に限る。）（別記様式2）

ウ 同種業務の受託実績調書（別記様式3）

※ 3の(3)のウ又は3の(4)のウに掲げる実績があることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも1件、別記様式3に記載すること。

グループ業者として申請する場合は、構成員ごとに作成すること。

エ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

※ ウの同種業務の受託実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に、汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に、汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し

カ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し

キ 使用予定車両一覧表及び自動車検査証の写し

※ 使用予定車両一覧表（別記様式4）に自動車検査証の写し等及び使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明できるもの（当該部分のわかる写真等）を添付すること。

ク 業務分担内訳表（グループ業者として収集運搬業者であるその他の構成員を2者以上申請する場合、それぞれの構成員の予定数量等内訳を記載したもの）（別記様式5）

ケ 取引使用印鑑届（別記様式6）

※ グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

コ 委任状（権限を営業所長等に委任する場合に限る。）（別記様式7）

※ グループ業者として申請する場合で営業所長等に委任するときは、当該構成員は必要な事項を委任事項として提出すること。

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

※ 申請書等は、1の(1)に掲げる業務ごとに作成、提出すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 5 一般競争入札参加資格審査結果通知等

(1) 資格審査結果の通知

入札参加資格を確認した後、令和3年1月20日(水)までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、該当資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格審査結果の取消し

ア 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

イ 参加資格を有する者が、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ ア又はイにより参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 6 配布資料等に関する質問回答

(1) 質問については、質疑書（別記様式8）に要点を簡潔かつ明確に記載し、ファクシミリ

で2の(1)の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 受付期間

令和3年1月21日(木) 午後4時まで

(3) 回答

令和3年1月25日(月)までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

## 7 入札執行の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和3年1月27日(水)午前11時30分

イ 場所

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

## 8 入札方法

(1) 入札者(グループ業者の場合は、代表者(処分業者)。以下同じ。)は、9の(1)に示す日時に、(2)に示す場所へ入札書(別記様式9)及び内訳書(別記様式10)を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 入札書を代理人名で提出するときは、委任状(別記様式11)を提出すること。

さらに、入札書には入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

(3) 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れること。

(4) 「入札書」と朱書きした入札用封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をすること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

(5) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(6) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(7) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単価重量当たりの収集運搬費及び処分費を設定することを条件とする。

(8) 落札の決定は、(7)による単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

(9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には収集運搬費及び処分費(グループ業者にあっては、構成員ごとの契約

- 希望金額)を明らかにした内訳書(別記様式11)を入札書の提出に併せて提出すること。
- (10) 内訳書に記載する価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とし、合計額は入札書に記載する金額に一致させること。
- (11) 入札回数は、2回までとする。
- (12) 再度入札を行う場合は、次による。
- ア 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格(収集運搬費と処分費の合計額)のみを発表するものとする。
  - イ 次に該当する者は、再度入札することはできない。
    - (ア) 無効の入札をした者
    - (イ) 当初の入札に出席していない者
  - ウ 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。
  - エ 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 京都府流域下水道事業会計規程(平成31年京都府公営企業管理規程第2号)第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。
- なお、くじの方法は次のとおりとする。
- ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。
  - イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。
  - ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

## 10 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- ア 3に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

- ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

#### **11 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限る。

#### **12 契約書の作成**

要する。

#### **13 入札保証金**

免除する。

#### **14 違約金**

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

#### **15 契約保証金**

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### **16 その他**

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 令和 3 年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。